

# 新型コロナウイルス感染症の対応（出席停止期間）について（HP用）

（自宅で陽性者と濃厚接触者が同居する場合）

小山市教育委員会

- Aさんの場合：自宅で療養する陽性者Aさんの出席停止期間**  
 ⇒ **最低14日間は自宅療養**とします。（本市独自の対応）  
 ※症状により、延長する場合があります。
- Bさんの場合：自宅療養中のAさんと同居する濃厚接触者Bさんの出席停止期間**  
 ⇒ **Aさんの自宅療養解除の日の翌日から起算して14日間を「出席停止」と**します。  
 ※個別の事情により期間が変わる場合があります。  
 保健所に「自宅療養の期間は、いつからいつまでか」御確認願います。

【資料】自宅で療養する陽性者と濃厚接触者の出席停止期間（同居する場合）

